第 1817 号

(2-2)

発行所

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 6月 4日 月曜日

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 長期保有株の少額譲渡益非課税制度

Q:緊急経済対策の具体的な税制措置が決 定したそうですが、内容を教えてください。

A:1年超保有株の譲渡益は10月以降 100万円まで非課税とする制度の創設など の措置が決定しました。

【解説】

自民・公明・保守の与党三党は、緊急経済 対策に盛り込まれた税制上の具体的な措置を 決定しました。

与党三党が実施の方向で合意に達したのは、 主に証券税制に関するもので、①長期保有株 式に係る少額譲渡益非課税制度の創設等、② 金庫株解禁に伴うみなし配当等の整備、③上 場型株式投資信託(ETF)に関する税制の 整備、④いわゆる老人マル優の対象となる株 式投資信託の拡大の4項目です。

このうち特に注目される①長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度は、順調なら具体のの適用となる見込みで、成13年10月1日から平成13年10月1日から平成13年10月1日から平成13年10月1日から平成13年10月1日から平成15年表での間に、所有期間が1年を超える上場株式及び店頭登録株確定申告の譲渡に係る譲渡した場合には、非課税措置の適用は受けられません。

なお、居住用財産の譲渡損失の繰越控除な どの土地税制や流通税等については、引き続 き検討することとされています。







